

# 構造改革特区活用術

—宮城県における構造改革特区計画事例集—

平成26年4月

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

## 目 次

I	県内の構造改革特区計画の認定の状況について	1
II	全国の構造改革特区計画の認定の状況について	2
III	県内の構造改革特区計画事例〈市町村名は、申請時点の名称〉	
1	国際知的産業特区〈仙台市〉	3
2	みやぎ教育特区〈宮城県〉	4
3	豊里小中一貫教育特区〈豊里町〉	5
4	杜の都新エネルギー創造・活用特区〈仙台市〉	6
5	小学校英語教育推進特区〈角田市〉	7
6	たじり子育てスマイル特区〈田尻町〉	8
7	自然まるごと共生特区〈花山村〉	9
8	幼稚園活用型保育所待機児童対策特区〈仙台市〉	10
9	鳴子温泉郷ツーリズム特区〈鳴子町〉	11
10	みやぎ私立学校教育特区〈宮城県〉	12
11	「醸華邑」構想・水田農業活性化特区〈松山町〉	13
12	高清水かつらっこ特区〈高清水町〉	14
13	みやぎIT人材すくすく特区〈宮城県〉	15
14	みやぎ地域生活支援デイサービス特区〈宮城県〉	16
15	多賀城市幼稚園早期入園特区〈多賀城市〉	17
16	のびのび童っこ（わらすっこ）特区〈金成町〉	18
17	地域個性を活かした未来人育成特区〈大郷町、高知県北川村〉	19
18	みやぎ中心市街地活性化古川にぎわい特区〈宮城県〉	20
19	南三陸型グリーン・ツーリズム特区〈志津川町〉	21
20	宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区〈宮城県〉	22
21	仙台市セダン型福祉有償運送特区〈仙台市〉	23
22	仙南地区セダン型福祉有償運送特区 〈白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町〉	24
23	緑豊かな町たいわ・おおさと生き生き福祉有償運送特区〈大和町、大郷町〉	25
24	みやぎ情報産業人材育成特区〈宮城県〉	26
25	大河原町観光活性化どぶろく特区〈大河原町〉	27
26	柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区〈柴田町〉	28
27	いわて・みやぎ自動車輸送特区〈岩手県、宮城県〉	29
28	みやぎ45フィートコンテナ物流特区〈宮城県〉	30
29	富谷町待機児童対策臨時的任用職員（保育士）の任用期間の延長特区〈富谷町〉	31
30	大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区	32

# I 県内の構造改革特区計画の認定の状況について

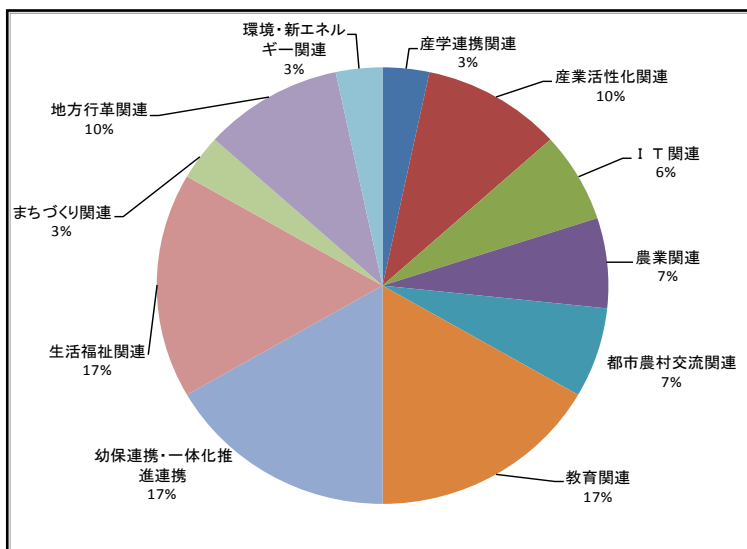
(1) これまでに認定された計画の一覧 \* 申請主体名は、申請時の名称

No	認定	認定日	特区名	申請主体	分野	備考
1	第1回	H15. 4. 21	国際知的産業特区 ※	仙台市	産学連携関連	H19. 3. 30 取消
2		H15. 5. 23	みやぎ教育特区 ※	宮城県	教育関連	H17. 7. 19 取消
3	第3回	H15. 11. 28	豊里小中一貫教育特区 ※	豊里町	教育関連	H20. 7. 9 取消
4	第4回	H16. 3. 24	社の都新エネルギー創造・活用特区 ※	仙台市	環境・新エネルギー関連	H17. 7. 19 取消
5			小学校英語推進教育特区 ※	角田市	教育関連	H20. 7. 9 取消
6			たじり子育てスマイル特区 ※	田尻町	幼保連携・一体化推進関連	H22. 6. 1 取消
7			自然まるごと共生特区 ※	花山村	農業関連	H17. 11. 22 取消
8	第5回	H16. 6. 21	幼稚園活用型保育所待機児童対策特区 ※	仙台市	幼保連携・一体化推進関連	H20. 7. 9 取消
9			鳴子温泉郷ツーリズム特区	鳴子町	都市農村交流関連	
10	第6回	H16. 12. 8	みやぎ私立学校教育特区 ※	宮城県	教育関連	H20. 7. 9 取消
11			「醸華邑」構想・水田農業活性化特区 ※	松山町	農業関連	H17. 11. 22 取消
12			高清水かつらっこ特区 ※	高清水町	幼保連携・一体化推進関連	H17. 11. 22 取消
13	第7回	H17. 3. 28	みやぎIT人材すくすく特区 ※	宮城県	IT関連	H19. 3. 30 取消
14			みやぎ地域生活支援サービス特区 ※	宮城県	生活福祉関連	H19. 3. 30 取消
15			多賀城市幼稚園早期入園特区 ※	多賀城市	幼保連携・一体化推進関連	H20. 7. 9 取消
16			のびのび童っこ特区 ※	金成町	幼保連携・一体化推進関連	H17. 11. 22 取消
17			地域個性を活かした未来人育成特区 ※	大郷町, 高知県北川村	教育関連	H24. 4. 2 取消
18	第8回	H17. 7. 19	みやぎ中心市街地活性化古川にぎわい特区 ※	宮城県	まちづくり関連	H19. 3. 30 取消
19			南三陸型グリーン・ツーリズム特区	志津川町	都市農村交流関連	
20	第9回	H17. 11. 22	宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区 ※	宮城県	生活福祉関連	H18. 7. 3 取消
21			仙台市セダン型福祉有償運送特区 ※	仙台市	生活福祉関連	H19. 3. 30 取消
22	第10回	H18. 3. 31	仙南地区セダン型福祉有償運送特区 ※	白石市, 角田市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	生活福祉関連	H19. 3. 30 取消
23			緑豊かな町たいわ・おおさと生き生き福祉有償運送特区 ※	大和町, 大郷町	生活福祉関連	H19. 3. 30 取消
24	第14回	H19. 7. 4	みやぎ情報産業人材育成特区 ※	宮城県	IT関連	H22. 10. 1 取消
25			大河原町観光活性化どぶろく特区	大河原町	産業活性化関連	
26	第15回	H19. 11. 22	柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区	柴田町	地方行革関連	
27	第24回	H22. 11. 30	いわて・みやぎ自動車輸送特区	岩手県, 宮城県	産業活性化関連	
28	第25回	H23. 3. 25	みやぎ45フィートコンテナ物流特区	宮城県	産業活性化関連	
29			富谷町待機児童対策臨時的任用職員(保育士)の任用期間の延長特区	富谷町	地方行革関連	
30	第30回	H25. 3. 29	大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区	大和町	地方行革関連	

・これまで30件の特区計画の認定を受けたが、そのうち22件が規制特例措置の全国展開等により、特区認定を取り消されている。(表中「※」印)

(2) 認定された計画（宮城県分）の分野別内訳一覧

分 野	認定数
産学連携関連	1
産業活性化関連	3
IT関連	2
農業関連	2
都市農村交流関連	2
教育関連	5
幼保連携・一体化推進連携	5
生活福祉関連	5
まちづくり関連	1
地方行革関連	3
環境・新エネルギー関連	1
合計	30



II 全国の構造改革特区計画の認定の状況について

(1) 都道府県別の構造改革特区計画の認定状況（第1回から第33回までの累計）

都道府県名	実績	現在
北海道	117	20
青森県	16	5
岩手県	18	11
宮城県	28	7
秋田県	20	13
山形県	21	12
福島県	25	9
茨城県	38	9
栃木県	16	0
群馬県	18	7
埼玉県	24	7
千葉県	34	9
東京都	48	7
神奈川県	31	5
新潟県	31	14
富山県	12	3
石川県	13	5
福井県	11	2
山梨県	20	3
長野県	77	19
岐阜県	39	15
静岡県	22	5
愛知県	51	26
三重県	27	9

都道府県名	実績	現在
滋賀県	8	3
京都府	29	4
大阪府	37	10
兵庫県	43	15
奈良県	16	0
和歌山県	19	9
鳥取県	15	8
島根県	28	10
岡山県	24	3
広島県	23	9
山口県	18	4
徳島県	11	6
香川県	12	2
愛媛県	20	7
高知県	18	11
福岡県	21	9
佐賀県	10	5
長崎県	20	4
熊本県	27	7
大分県	16	5
宮崎県	15	8
鹿児島県	21	7
沖縄県	6	0
その他	4	2
合計	1,218	370

※「その他」は、複数の自治体で申請し認定を受けた数

※宮城県が関係している「その他」は2件

Ⅲ 県内の構造改革特区計画事例

## 国際知的産業特区

**認定日** : 平成15年4月21日 第1回認定 (平成19年3月30日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 仙台市

**区域** : 仙台市の全域

**概要** : ・「学都仙台」の風土やこれまでの産学官連携の実績を土台に、東北大学等の研究機関が持つ世界レベルの先端技術を応用し、「健康」、「情報」、「環境」及び「ナノ・材料」の4つのフロンティアにおいて研究開発を促進し、これにより新産業の創出・集積を図り、国際的な知的産業都市の実現を目指す。

**経緯** : ・特区により国内外研究機関から優秀な研究者・技術者等の知的人材の集積を図るとともに、地域の企業に対しても大学との連携の機会を提供し、共同研究への参加による技術の高度化が図られる。また、共同研究による技術革新成果をもとにした起業化・実用化が推進され、ベンチャー企業や新産業の連鎖的発生により本市産業全体が活性化することを期待し仙台市が申請を行った。

**適用される規制の特例措置** : ・外国人研究者受入れ促進事業(501, 502, 503)  
 ・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)  
 ・国の試験研究施設の使用手続の迅速化事業(704)  
 ・国の試験研究施設の使用の容易化事業(705)  
 ・国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813)(815)  
 (704, 705 : 平成16年4月16日全国措置済、501, 502, 503 : 平成18年11月24日全国措置済、813 : 平成18年7月1日全国措置済、815 : 平成18年7月1日削除、504 : 平成19年3月30日取消)

**特例措置の適用を受ける主体** : ・東北大学(工学研究科、未来科学技術共同研究センター、金属材料研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、加齢医学研究所、医学系研究科・医学部付属病院)

**特区による効果** : ・平成19年2月末現在、外国人の入国・在留申請に係る優先処理は12件(13名)の適用があり、新たな産業創出の可能性を秘めた研究の促進が図られた。



未来科学技術共同研究センター (NICHe)



医学系研究科・医学部付属病院

# みやぎ教育特区

**認定日** : 平成15年5月23日 第1回認定 (平成17年7月19日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 宮城県

**区 域** : 宮城県の全域

**概 要** : ・生徒や地域等の実情に応じた特色ある学校づくりを一層推進するため、多様な教育課程を編成し教育活動を展開することにより、生徒が学習選択の幅を拡大し、高校間連携、大学等での学修、各種の資格取得、体験学習・実習等を行い、様々な単位の修得を通して多様な力量を兼ね備え、将来にわたって地域社会に貢献することができるような人材となるよう育成することを目指す。

**経 緯** : ・特例措置の適用を受ける3校は、宮城県の目指す「真の豊かさ」を実現できる地域づくりをするための「福祉、環境、教育」を重視した教育活動の展開を強化する学校として、先行的な取組を行っており、特区を活用することにより更なる効果が期待できるとして宮城県が申請した。

**適用される規制の特例措置** : ・高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業(804)  
 ◇他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。  
 (804:平成17年4月1日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** : ・宮城県気仙沼西高等学校  
 ・宮城県本吉響高等学校  
 ・宮城県貞山高等学校

**特区による効果** : ・気仙沼西校 (平成16年度)  
 3年生 訪問介護員1級課程 学校外学修3単位(105時間) → 18名取得  
 2年生 訪問介護員2級課程 学校外学修2単位(78時間) → 20名取得  
 ・本吉響高校 (平成16年度)  
 東北電子専門学校における学修 (1単位→8名)  
 放送大学における学修 (2単位→1名)  
 ボランティア活動1, 750分 (1単位→11名)  
 就業体験1, 750分 (1単位→14名)  
 その他ワープロ検定、漢字検定



ボランティア研修



コンピューター研修

# 豊里小中一貫教育特区

**認定日** : 平成15年11月28日 第3回認定 (平成20年7月9日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 豊里町 (現登米市)

**区 域** : 旧豊里町の全域

**概 要** : ・現在の6・3制から、3 (低学年部3年) ・4 (中学年部4年) ・2 (高学年部2年) 制を実施することにより、児童・生徒の発達段階や個人差に応じた弾力的なカリキュラムの編成が可能となり、中学校入学時での難易度の急激な変化への対応や習熟度に応じた指導によって基礎学力の定着を着実に進める。さらに英語教育の早期開始により、国際化に対応できる児童生徒の育成を図る。また、小・中学校での9年間を通じて、連続性及び一貫性のある教育の実践が可能となり、児童・生徒のニーズに合った一貫した指導が展開できる。

**経 緯** : ・旧豊里町では、平成13年度から学力向上プロジェクトを立ち上げ、学校と保護者、地域が一体となって子どもたちの学力向上に関わってきた。しかし、学力の低下は深刻な状況にあり、特に中学生になって急激に学力の低下が堅調である。このことは、基礎学力の定着指導の不足と、認知心理上の急激な変化への対応の欠如とが大きな原因と考えられ、新たな学校教育の展開が望まれていたため、旧豊里町が特区を申請したものである。

**適用される規制の特例措置** : ・構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)  
 ◇学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定が可能  
 ・構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)  
 ◇上学年用教科書を下学年の児童生徒に早期の無償給与が可能  
 (802:平成20年4月1日全国措置済、819:平成20年3月31日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** : ・登米市立豊里小学校及び豊里中学校

**特区による効果** : ・平成16年度から、3・4・2制を導入し、中学年部1年(現小学4年)から英語(年間70時間)を実施している。(H16:49名、H17:54名、H18:70名)  
 ・総合学習、選択教科の授業時数を削減し、国語、数学、社会、理科等の時数を増加させた。



授業風景



授業風景

# 杜の都新エネルギー創造活用特区

**認定日** : 平成16年3月24日 第4回認定 (平成17年7月19日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 仙台市

**区 域** : 仙台市の全域

**概 要** :  
 ・「杜の都」の環境を守るため「脱スパイクタイヤ運動」を市民総ぐるみで展開し粉じん公害の撲滅を全国へ広めた実績を生かし、次は地球温暖化の防止とエネルギー資源の有効活用に取り組む。大口エネルギー需要者が集中する地区において、天然ガスを利用したコージェネレーションシステム、太陽光発電等を組み合わせ、共同による高効率なエネルギー供給システムの開発・運用モデル事業を実施し、次世代のエネルギー利用システムの構築を図り、「環境先進都市・杜の都仙台」の実現と地球環境の保全を目指す。

**経 緯** :  
 ・エネルギーの効率的な活用や環境負荷の低減が図られるとともに、エネルギーコストの低減、発電施設等の分散化による災害時等のライフラインの確保、電力会社の発電所における発電平準化につなげ「環境先進都市・杜の都仙台」の実現のため、先進的なモデルケースとして比較的エネルギー使用量が大きく、発電設備等を設置することが可能な敷地を有する施設が近接している仙台市青葉区国見地区で実施するものである。

**適用される規制の特例措置** :  
 ・資本関係によらない密接な関係による電力の特定供給事業(1103)  
 ◇電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。  
 (1103：平成17年3月15日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** :  
 ・東北福祉大学、東北福祉会、設備設置・運用事業者・新エネルギーシステムの需要供給者としての仙台市が設置する事業組合

**特区による効果** :  
 ・平成18年度で電力供給設備の構築を完了し、平成19年7月まで各設備の単体試験、総合試験等を実施し、設備の安全性、信頼性を確認のうえ、平成19年8月から電力供給を開始する予定。環境効果として、通常の商業用電力を使用した場合と比較し(平成14年度比)、二酸化炭素(CO2)で年間約800t(22.9%)、窒素酸化物(NOx)で年間約1.3t(30.2%)、硫黄酸化物(SOx)で年間1t(54.5%)、省エネ率14.6%(原油換算)が削減される計画である。



コージェネレーションシステム



東北福祉大学



# 小学校英語教育推進特区

**認定日** : 平成16年3月24日 第4回認定 (平成20年7月9日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 角田市

**区域** : 角田市の全域

**概要** :  
 ・角田市では、交流活動を通して歴史文化、自然環境、生産資源など広くに情報発信し、世界に開かれた地域社会の形成や国際感覚にあふれた都市の姿を国際的な感覚で考え、そこで活躍できる人材の育成を図ることを重要な取組と位置づけている。その実現のために、小学校に「英語活動科」を設置し、小学校1年生から6年生まで「英語によるコミュニケーション能力の形成」を図るため、年間35時間の授業を行う。関連事業として、中学校において「選択教科等に充てる授業時数」を活用して、小学校と連携した英語教育を行う。

**経緯** :  
 ・角田市では外国人が増加傾向にあり、国際結婚も増えつつある。それに伴い外国人の子供や海外に事業所を持つ企業の帰国子女を含めた義務教育就学児童生徒が増加している。そこで、21世紀の主役である子供たちに、早期に英語に親しませることにより、国際感覚や国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力の素地を養い、国際交流活動の活性化と将来にわたって地域社会や国際社会に貢献できる青少年の育成が重要となっている。

**適用される規制の特例措置** :  
 ・構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)  
 ◇学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定が可能  
 (802:平成20年4月1日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** :  
 ・角田市立全小学校(9校)

**特区による効果** :  
 ・市内9つの小学校において「英語活動科」を設置し、1年生から6年生まで年間35時間の授業を行っている。  
 ・指導は、学級担任と外国語指導助手(ALT)で、毎時間共同で行っており、現在小学校に外国語指導助手は6名いる。



授業風景



授業風景

# たじり子育てスマイル特区

**認定日** : 平成16年3月24日 第4回認定 (平成22年6月1日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 田尻町 (現大崎市)

**区 域** : 旧田尻町の全域

**概 要** : ・少子化の進行により、「子育て支援活動基本計画(子育て安心プラン)」を策定し、安心して子どもを生み育てることができる町づくりを進めている。そこで、老朽化した2つの保育所と1つの幼稚園を統合した幼保合築施設の建築に着手した。そこでは、同年齢の幼児が保育所・幼稚園分け隔てなく合同活動することを基本としている。さらに、一貫した保育カリキュラムの作成、事務処理の効率化や保護者のニーズ等により、保育事務を教育委員会に委任する。

**経 緯** : ・急速に少子化が進み、地域において幼児同士が共に活動する機会が減り、加えて兄弟も少なく、幼児期に必要とされる集団での生活及び社会性や自主性を涵養することが困難となっている。また、親も子育てや仕事の両立の難しさや、子育てに対する精神的・経済的な負担感などから理想を現実にできないでいる。そこで、親の都合で保育所・幼稚園入園にとらわれない保育を目指した。

**適用される規制の特例措置** : ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)  
 ◇幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の保育所児等の教育・保育活動への参加を可能とする。  
 ・保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(914)  
 ◇共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。  
 ・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業(916)  
 ◇市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村におかれる教育委員会に委任することができる。  
 ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)  
 ◇調理機能を有する設備を設けるなど一定要件を満たした場合に、給食の外部搬入を行うことができる。  
 (807, 914 : 平成17年5月13日全国措置済、916 : 平成17年4月1日全国措置済、920 : 平成22年6月1日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** : ・田尻町子育て支援総合施設「すまいる園」  
 (保育所2カ所と幼稚園1カ所を統合した施設)

**特区による効果** : ・平成17年4月に「すまいる園」がオープンし、0歳から5歳までの園児228人が在園している。  
 ・入園児以外を対象とした一時保育も行っており、町外を含めて利用者が急増中である。



すまいる園

## 自然まるごと共生特区

認定日：平成16年3月24日 第4回認定（平成17年11月22日認定取消し全国展開）

申請主体：花山村（現栗原市）

区域：旧花山村の全域

概要：  
 ・宮城県の最北端に位置した山村地域の旧花山村は、過疎化、農業の担い手の減少、高齢化が進行している。自然に恵まれ、観光資源も多く、風光明媚な村であり、最近では2戸の農家が農地を取得して移住している。その後も小規模な農地取得を希望する都市部からの移住希望者があるが、農地取得後の農地の下限面積が50アール以上の要件があり、折角移住したいという希望があっても受入をできない状況であった。このため、特区の特例を活用し、農業への新規参入を容易にする。

経緯：  
 ・旧花山村の農地は山村特有の小規模で未整備な農地が山間に散在しているため、規模拡大による効率的な利用を図りにくく、また、担い手の高齢化、減少に加え農産物価格の低迷による生産意欲の低下等により、生産基盤である農地が急速に遊休化するものと危惧されている。このような状況の中で、農業内部からの新たな担い手の確保ということは困難であり、村外からの円滑な移住の促進、新規就農者の確保や農業及び地域の活性化、遊休農地の発生防止を目的として特区を申請した。

適用される規制の特例措置：  
 ・農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）  
 ◇農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。  
 （1006：平成17年9月1日全国措置済）

特例措置の適用を受ける主体：  
 ・地区内の農地等の権利を取得する者

特区による効果：  
 ・平成17年5月に第1号として、仙台市からの移住者が農地を取得した。  
 ・農地を約30アール取得し、そのうち約23アールを畑、約7アールを宅地とした。  
 （移住者は1家族2名）



自然豊かな花山村の全景



花山村の名物「自然薯」

# 幼稚園活用型保育所待機児童対策特区

**認定日** : 平成16年6月21日 第5回認定 (平成20年7月9日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 仙台市

**区域** : 仙台市の全域

**概要** :  
 ・幼稚園・保育所併設施設において相互の合同活動を実施することにより、幼児の社会性の涵養のほか、幼稚園が保育所を併設しやすい環境整備を整える。関連事業として、実施している幼稚園への保育所併設のための支援事業との相乗効果により、幼稚園の保育所事業への参入促進を図る。また、3歳未満児に係る幼稚園入園事業により、幼児教育の充実を図るほか、保育所への入所希望者を吸収することを期待する。これらにより、幼児教育の充実と保育所待機児童の解消を図るものである。

**経緯** :  
 ・本市における保育所待機児童数は平成14年度当初745人、平成15年度当初758人となっている。保育所の整備状況を他政令指定都市と比較してみると、就学前児童数に占める保育所定員数の割合は、平成15年度当初では政令指定都市の中で10番目と低い割合になっている。また、満3歳未満の児童の保護者で4月から就労を希望する者の中には、本来は幼稚園への4月入園を希望しながら幼稚園入園を断念し、2歳児として4月から保育所へ預けるケースもあり、保育所待機児童の増加の1つの要因になっている。

**適用される規制の特例措置** :  
 ・三歳未満児に係る幼稚園入園事業(806)  
 ◇幼児が満3歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とする。  
 ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)  
 ◇幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。  
 ・保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業(914)  
 ◇保育所の保育室内で、保育所児と幼稚園児の合同保育を認める。  
 (807:平成17年5月13日全国措置済、914:平成17年11月22日全国措置済、806:平成19年3月31日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** :  
 ・806関係  
 茂庭幼稚園、南光シオン幼稚園、ろりぽっぷ幼稚園、東仙台幼稚園  
 南光幼稚園、南光第2幼稚園、東陽幼稚園  
 ・807関係  
 学校法人 瑞鳳学園 (茂庭幼稚園、茂庭ピッパラ保育園の運営主体)  
 学校法人 村山学園 (南光シオン幼稚園、南光のぞみ保育園の運営主体)  
 学校法人 北山学園 (ろりぽっぷ幼稚園、ろりぽっぷ保育園の運営主体)  
 学校法人 清野学園 (東盛幼稚園、東盛マイトリー園の運営主体)  
 ・914関係  
 学校法人 瑞鳳学園 (茂庭幼稚園、茂庭ピッパラ保育園の運営主体)  
 学校法人 北山学園 (ろりぽっぷ幼稚園、ろりぽっぷ保育園の運営主体)  
 学校法人 清野学園 (東盛幼稚園、東盛マイトリー園の運営主体)

**特区による効果** :  
 ・平成17年度は、私立幼稚園109校のうち園則の改正により33校が3歳児未満の受入体制を整えた。  
 ・このうち、14校が4月上旬に33人を受け入れ、保育所待機児童の解消に効果があった  
 ・平成18年度当初においては、市内110園の私立幼稚園のうち29園で、計69名の3歳未満児が入園しており、保育所待機児童の解消に一定の効果があった。



保育風景

# 鳴子温泉郷ツーリズム特区

<b>認定日</b> ：	平成16年6月21日 第5回認定
<b>申請主体</b> ：	鳴子町（現大崎市）
<b>区 域</b> ：	旧鳴子町の全域
<b>概 要</b> ：	・多彩な泉質を誇る情緒漂う温泉街があり、やわらかな空間・時間を満喫できる農山村である鳴子町で、観光・農業・地域が手を取りあい、一体的なツーリズムを推進し産業振興及び地域活性化を図る。特例の導入により、農的交流空間を整備拡大し、ツーリズムを一層推進する。「旅は他火（たび）」の概念を大切に、鳴子らしい火に旅人を迎え入れ、旅人と地域住民の心の相互交流を大切にしたい共生を図る。
<b>経 緯</b> ：	・多数の観光資源に恵まれる本町であるが、ここ10年程度の景気の低迷により、観光入込客数も約400万人から約200万人に減っており、旅館等の廃業等様々な問題が起きている。また、山間地の例にもれず過疎化、少子高齢化等により地域活力は低下しており、農林業においても農業従事者の高齢化や遊休荒廃地が増加するなど、従来の市場向け中心の生産振興に重きを置く農業振興策は限界に達しており、早急に新たな対応策が必要となっている。
<b>適用される規制の特例措置</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農業者による濁酒の製造事業(707) ◇農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和</li> <li>・地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002) ◇市民農園の開設者の範囲の拡大</li> <li>・農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進(1006) ◇農地取得後の農地の下限面積要件緩和 (1002, 1006：平成17年9月1日全国措置済)</li> </ul>
<b>特例措置の適用を受ける主体</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・707関係 農家レストラン「土風里」、旅館ゆさ、国民宿舎鬼首ロッジ</li> <li>・1002関係 「山ふところの宿みやま」</li> <li>・1006関係 農地取得者</li> </ul>
<b>特区による効果</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年6月に町民が農地約1,500㎡を取得し農家となった。</li> <li>・平成17年4月に湯治付きの市民農園「湯治クライנגルデン」がオープンした。 (1区画100㎡、20区画、利用料1万円/年)</li> <li>・平成17年5月に農家レストラン「土風里」がオープンし、完全予約制で1日20名のお客に“どぶろく”を提供している。</li> <li>・平成18年12月2つの法人旅館が特定法人貸付事業を利用し、どぶろく製造免許を取得し、「旅館ゆさ」と「国民宿舎鬼首ロッジ」がどぶろくの提供を開始した。</li> </ul>



農家レストラン「土風里」



市民農園「湯治クライנגルデン」

# みやぎ私立学校教育特区

認定日：平成16年12月8日 第6回認定（平成20年7月9日認定取消し全国展開）

申請主体：宮城県

区域：宮城県の全域

**概要：**

- ・子どもの発達段階に応じて、小・中学校の9年間を4年、3年、2年に分け、小学校全学年での英語の授業、上位学年又は上位学校の学習内容の取り入れ等教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施するほか、教科担当制の授業を展開するなどのきめ細かい指導による小中一貫教育を実施する。また、このような先進的な取組が、県内の私立学校の教育活動に好影響を与え、私立学校の自主性・独自性を生かした特色ある教育活動の活性化が図られ、県民の多様な学習機会を享受することが可能となり、有為な人材の育成が一層期待できる。

**【小中一貫教育で取り組む主な教育内容】**

- ・小学校1年生～6年生において英語科の設置(新設)
- ・小学校3年生においてコンピュータ課の設置(新設)
- ・小学校において上位学年又は上位学校の学習内容の取り入れ(社会、理科、算数等)

**経緯：**

- ・私立学校は、近年の急激な社会情勢の変化の中で、時代の要請に対応して柔軟にそして的確、迅速に対応することが可能であり、本県においては、今後さらに私立学校の建学精神と特色を生かした多様で魅力的な教育活動が進められる環境を整備し、21世紀に活躍できる人材の育成を図る必要があり、その際、聖ウルスラ学院から特区計画の要望を受けて県が申請した。

**適用される規制の特例措置：**

- ・構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)  
◇学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定が可能
- ・構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)  
◇上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与することが可能  
(802：平成20年4月1日全国措置済、819：平成20年3月31日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体：**

- ・学校法人聖ウルスラ学院  
聖ウルスラ学院英智小学校及び聖ウルスラ学院英智中学校(H17.4.1校名変更)

**特区による効果：**

- ・平成17年度の入学者数が小中一貫教育の実施により増加した。  
(小学1年：26人(H16)→38人)  
(中学1年：20人(H16)→52人)
- ・小学校の英語教育は、これまで総合学習として小学校教員が担当していたが、平成17年度からは専門教員が担当し効率的な授業が行われている。



一本杉キャンパス

じょうかむら  
「醸華邑」構想・水田農業活性化特区

認定日：	平成16年12月8日 第6回認定 (平成17年11月22日認定取消し全国展開)
申請主体：	松山町(現大崎市)
区 域：	旧松山町の全域
概 要：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業に農地耕作を認めることにより、遊休農地の防止を図るとともに、当該企業が環境保全米(NPO法人「環境保全米ネットワーク」(仙台市)が低農薬・無農薬で環境負荷の少ない米づくりを目指して定められた基準に従って栽培された米)を栽培し、これにより商品性の高い清酒製造を行うこと等により、生産活動を活性化し、雇用増大・地域経済の活性化を目指す。</li> </ul>
経 緯：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山町の農業就業人口は60歳以上が約6割を占め、耕作放棄面積も最近10年間で約10倍に増加しており、2000年には41ha(耕作放棄率3.8%)が耕作放棄となっている。今後、農業者、とりわけ担い手の高齢化が進行し、ますますの耕作放棄化が危惧される。</li> <li>また、一ノ蔵は、区域内の農業者との契約栽培により環境保全米を使用した清酒製造に取り組むなど、原料米の品質にもこだわった生産活動を展開している。最近では、さらに原料米へのこだわりを追求する観点から、自ら原料米の生産を使用するに至っている。その両者の目的が一致し、特区を申請した。</li> </ul>
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草牧草地の特定法人への貸付事業(1001)</li> <li>◇地方公共団体又は農地保有合理化法人が、特区内にある農地又は採草放牧地について、一定の要件を満たす法人が農業委員会の許可を得て使用賃借による権利又は賃借権を設定することを可能にする。</li> <li>(1001：平成17年9月1日全国措置済)</li> </ul>
特例措置の適用を受ける主体：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の貸付主体：松山町、農地保有合理化法人</li> <li>・農地の借受主体：(株)一ノ蔵</li> </ul>
特区による効果：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度、(株)一ノ蔵では約5.7haの遊休農地を借り受けた。(水田:4.3ha(酒米)、畑:1.4ha(そば・ナス・その他))</li> <li>・将来的には20ha程度まで拡大を目指している。</li> <li>・無農薬米使用の酒としてブランド化を図っている。</li> </ul>



田植え状況

## 高清水かつらっこ特区

**認定日** : 平成16年12月8日 第6回認定 (平成17年11月22日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 高清水町 (現栗原市)

**区 域** : 旧高清水町の全域

**概 要** : ・幼稚園と保育園の共用化施設において幼稚園児と保育園児の合同活動を行い、少子化の中で育つ子どもたちの社会性、協調性、自主性を涵養し、また、地域の子どもたちを地域皆で支えていくことにより女性の働きやすい環境を創造し、「日本一子育てのしやすい町づくり」を目指す。

**経 緯** : ・旧高清水町は急速な少子化が進み、このことは将来の町づくりを考える上で非常に大きな障害になるおそれがある。とりわけ幼児の成長過程においては幼児同士の交流、ふれあいの機会が極端に減少し社会性を育む上で大きな課題となっている。  
また、町内には小学校、中学校1校だけの単独町であり義務教育機関を通じての9年間は全員が顔見知りの同級生であり、それだけに幼稚園・保育所において分け隔てない保育を望む保護者の要望が多くある。

**適用される規制の特例措置** : ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)  
◇幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。  
・保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業(914)  
◇共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。  
(807、914：平成17年5月13日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** : ・いずみの杜かつらっこハウス (旧高清水町立高清水幼稚園、旧高清水町保育園)

**特区による効果** : ・平成19年3月現在、4歳児41名、5歳児35名が在籍している。  
・少子化や過疎化の進行により遊び相手の減少、核家族化等などによる地域や家庭の教育力の低下等により幼児の社会性の涵養することが困難になってきている中、幼稚園・保育園に在籍する幼児と一緒に活動する機会が充実することで、より遊びの広がりが見られ、同年齢の友達とじっくりかかわって遊べるなど、子ども同士のふれあいの場を創出している。



いずみの杜 かつらっこハウス



園児の活動風景



# みやぎ I T 人材すくすく特区

認定日：平成17年3月28日 第7回認定（平成19年3月30日認定取消し全国展開）

申請主体：宮城県

区 域：宮城県の全域

概 要：
 

- ・本県は、第三次産業の就業の割合が全国的に見ても高く、特に情報・通信分野でのIT人材へのニーズが強く、質・量とも充実したIT人材が求められている。
- そのため、各種政策の中でもIT人材育成を最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範囲に体系化を図りながら推進している。今回申請する特区計画を実施することにより、更にIT人材の裾野を広げる若年層の拡大を図り、IT関連産業の集積等により活力豊かな地域経済の実現を目指す。

経 緯：
 

- ・本県の情報・通信分野における新規の求人状況（H16.4～9の対前年同月比29.7%増）からも、基本的なスキルを身につけたIT人材への需要ニーズは強く、依然としてIT関連産業に対し十分な人材を供給しきれていない。そのため、基礎的な技術を習得した若年層によるIT人材の裾野の拡大が喫緊の課題であり、これを促進するため県が特区を申請した。

適用される規制の特例措置：
 

- ・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除(1131)
  - ◇当該講座修了者は、講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、現行試験科目のうち午前試験科目の情報処理システムに関する基礎知識及び情報システムの活用に関する共通基礎知識が免除
- ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除(1132)
  - ◇上記に同じ
  - (1131, 1132：平成18年8月14日一部全国措置済)

特例措置の適用を受ける主体：
 

- ・学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校
- ・学校法人菅原学園 仙台情報ビジネス専門学校
- ・学校法人友愛学園 東北文化学園専門学校
- ・学校法人立志社 東京IT会計専門学校仙台校
- ・学校法人北杜学園 大原簿記公務員専門学校
- ・学校法人 東北工業大学
- ・学校法人梅檀学園 東北福祉大学

特区による効果：
 

- ・平成18年度では、現在5専門学校で502名、2大学では332名の生徒が本制度によるカリキュラム講座を受講しており、IT人材の裾野の拡大が見込まれる。

事業主体	学科	受講生数	計
東北電子専門学校	情報システム科	179名	271名
	システムエンジニア科	54名	
	ネットワークエンジニア科	38名	
仙台情報ビジネス専門学校	ITライセンス学科	11名	54名
	ITビジネス学科	43名	
東北文化学園専門学校	情報システム科	32名	50名
	情報処理科	18名	
東京IT会計専門学校	情報管理学科	29名	90名
	ITビジネス学科	39名	
	情報管理学科	22名	
仙台大原簿記公務員専門学校	情報ビジネス学科	18名	37名
	経理事務学科	19名	
東北工業大学	情報通信工学科	160名	160名
東北福祉大学	情報福祉学科	172名	172名

# みやぎ地域生活支援デイサービス特区

**認定日** : 平成17年3月28日 第7回認定 (平成19年3月30日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 宮城県

**区 域** : 角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町、石巻市、旧古川市、名取市、栗原市、東松島市、川崎町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、美里町、涌谷町、女川町、南三陸町の全域

**概 要** : ・日本一の福祉先進県づくりを目指す宮城県においては、「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念とするプランを策定し、その実現に向け取り組んでいる。知的障害者及び障害児についてこの理念を実現させるために、利用者の身近な所でデイサービスなどの多様なサービスを確保するとともに、高齢者等多様な利用者との係わりによるQOLの向上を図るものである。

**経 緯** : ・今回の地域に住む知的障害者にとっては、住み慣れた地域における日中活動の場の選択肢が増えることになる。身近な地域内でサービスが提供されることにより、地域で暮らし続けることが可能になる。さらに地域住民との関わりを持つ場が増えることとなり、地域福祉の根幹ともなる地域による支援体制が確立される。  
・地域に密着した小規模・多機能施設を推進するモデルであるケアホームの運営主体にとって、利用率の向上及び人員配置の軽減につながり、施設運営やサービス提供が効果的、効率的に行える。

**適用される規制の特例措置** : ・指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(906)  
◇指定通所介護事業所等における障害児等のデイサービス利用の容認  
(906:平成18年10月1日全国措置済)

**特例措置の適用を受け  
る主体** :

- ①社会福祉法人 常磐福祉会 (ケアホームふなおか、ケアホームつきのみ)
- ②社会福祉法人 石巻祥心会 (ぶれいぐるふ「かい」)
- ③三陸道観光開発 株式会社 (三昇デｲサービスセンター)
- ④社会福祉法人 大崎誠心会 (寿楽苑デｲサービスセンター、たてやまデｲサービスセンター)
- ⑤社会福祉法人 宮城福祉会 (名取市デｲサービスセンター青松苑、栗原市山王デｲサービスセンター)
- ⑥医療法人 社団健育会 (医療法人 社団健育会ひまわりデｲサービスセンター)
- ⑦社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会 (社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会)
- ⑧特定非営利活動法人ふれあい (デｲサービスセンターのんき)
- ⑨社会福祉法人 (旧)志津川町社会福祉協議会 ( (旧)志津川町社会福祉協議会デｲサービスセンター社協)
- ⑩社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 (和風園のどか)
- ⑪株式会社 アルカディア (おんべこデｲサービスセンター)

**特区による効果** : ・市町村によっては知的障害者等を対象としたデｲサービスセンターがない市町村もあったため、申請があっても受入先がないことから処遇困難となっていたが、特区により選択肢が出来、本人及び介護者の福祉向上につながった。  
・受け入れた事業所においても、これまでの専門分野以外の新たな取組みを試みたり、新たな職員の雇用を行ったり等活動が活性化してきた。



ケアホームふなおか



ケアホームつきのみ

## 多賀城市幼稚園早期入園特区

認定日：平成17年3月28日 第7回認定（平成20年7月9日認定取消し全国展開）

申請主体：多賀城市

区 域：多賀城市の全域

概 要：・本市は都市化の進行に伴い、幼児が安心して遊ぶことができる場所が減少しており、また、少子化や核家族化の進行に伴い、幼児が他の幼児と接する機会が減少していることは、幼児の心身の健全な成長に少なからず影響を及ぼしていると思われる。特例措置の活用により、これら問題の緩和を図るとともに幼児を預けることができる施設が増加することで、母親が就労しやすい環境を構築し、幼稚園教員の配置見直しに伴い、新規雇用が発生する可能性もあるため、地域経済へのプラス効果も期待できる。

経 緯：・市内8園の私立幼稚園では、4月以降に3歳に達した幼児の途中入園については、クラス編成や教諭配置の問題などから大半の幼稚園が認めていない。このため該当する幼児は翌年度まで待機しなければならず、他の幼児と接する機会が損なわれている。また、核家族化の進む中、子育てに不安を抱く保護者や地域との関係が薄い保護者にとっても早い時期から幼稚園と関わることで不安が解消され、他の保護者との親交が図られ、幼稚園を通して地域との関わりが強くなる効果も期待できる。

適用される規制の特例措置：・三歳未満児に係る幼稚園入園事業(806)  
◇幼児が満3歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とする。  
(806：平成19年3月31日全国措置済)

特例措置の適用を受ける主体：・東北学院幼稚園、八幡花園幼稚園、せいがん幼稚園、柏幼稚園  
多賀城東幼稚園、睦幼稚園

特区による効果：・4月には、上記のうち1校に5人の3歳未満の幼児が入園した。  
・平成18年6月1日時点で、多賀城市の保育所待機児童数（3歳未満児）は5人であり、昨年に比べ7人減少しており、特区効果も1つの要因と考えられる。



園児の活動風景



園児の活動風景

## のびのび童っこ（わらすっこ）特区

認定日：平成17年3月28日 第7回認定（平成17年11月22日認定取消し全国展開）

申請主体：金成町（現栗原市）

区域：旧金成町の全域

概要：  
 ・旧金成町では、少子化の進行により同年齢の子ども同士のふれあう機会が減少し、幼児の社会性などが育ちにくくなっている。このため、幼稚園保育所の共用化施設の整備と併せて、現在の幼稚園1年保育、保育所の1歳6ヶ月以上児の受入から、幼稚園の3年保育、保育所の1歳未満児の受入へと拡大するとともに、幼稚園児・保育所児の合同活動事業を通じて、保護者の環境にかかわらず、同年齢の幼児が分け隔てなく活動できるようにすることで、地域の子どもたちの育ちを保障し、ともに生きる社会を築いていく。

経緯：  
 ・「幼児教育センター」における、年齢に応じた合同保育のカリキュラム作成や幼稚園教諭と保育士の交流、合同研修会など幼保一元化に向けた体制を確立することができ、幼稚園の複数年保育の実施、保育所においても1歳未満児の受入などのニーズが高まりを見せ、できるだけ早い時期から子ども同士のふれあう機会を確立して欲しいという保護者の要求に応える。

適用される規制の特例措置：  
 ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(807)  
 ◇幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。  
 ・保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業(914)  
 ◇共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。  
 (807、914：平成17年5月13日全国措置済)

特例措置の適用を受ける主体：  
 ・（仮称）栗原市幼児教育センター

特区による効果：  
 ・金成幼児教育センターは、平成18年4月25日に開所している。  
 ・幼保一元化の実施により、保育サービスの充実が図られるとともに、施設整備と一体で実施することにより、施設の運営管理コストの軽減、スタッフの人件費の軽減につなげることができる。  
 ・なかよしの会(他年齢縦割班)活動や、運動会・おゆうぎ会などの各種行事において、0歳から5歳児間で他年齢交流を実践することにより、子ども同士のふれあいの場を創出している。

# 地域個性を活かした未来人材育成特区

認定日：平成17年3月28日 第7回認定（平成24年4月2日認定取消）

申請主体：黒川郡大郷町・高知県北川村

区 域：黒川郡大郷町及び高知県北川村の全域

概 要：・大郷町及び北川村は環境エネルギーに関して将来にわたって共通する施設をもつ。したがって、100年後の新しいエネルギーと新しい環境のシステムを展望しうるような環境エネルギーを専門とする株式会社が設立する大学を誘致したいと考える。当該地域の歴史、文化、風土、そして産業の継続などの地域個性を伝承しうる教育を組み込むとともに、即戦かつ実践的な教育による人材育成を期待するものである。

経 緯：・大郷町では、自然環境や地域産業と調和した循環型社会システム作りを計画した「大郷エコファクトリー形成計画」の指定を県から受けている。その計画の1つに環境エネルギー分野の専門大学の誘致がある。誘致大学との産学官連携によりエコファクトリーの廃棄物処理に関する情報公開システムの構築や立地企業のリサイクル技術の向上、新システム開発のための共同研究等の推進を計画している。一方、北川村でも生活廃材の減容化システムの開発、バイオマスのクリーンガス水素ガス改質への共同研究、未利用資源を用いた次世代高温ガス改質リサイクルシステムの開発など地球にやさしい持続可能な循環型社会を構築するために種々の取組を行ってきた。

適用される規制の特例措置：・学校設置会社による学校設置事業(816)  
◇株式会社による学校設置  
・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(821(801-1))  
◇学校設置会社による大学等設置において、校地・校舎が借用で可能(821(801-1)：平成19年4月全国処置済)

特例措置の適用を受ける主体：・(株)還元溶融技術研究所 代表取締役 久米正一  
本社：高知県安芸郡北川村大字長山3-18

特区による効果：・地域の特性にあった人材育成が期待される。



自然豊かな大郷町



高知県北川村

# みやぎ中心市街地活性化古川にぎわい特区

認定日：平成17年7月19日 第8回認定（平成19年3月30日認定取消し全国展開）

申請主体：宮城県

区域：大崎市の区域の一部（旧古川市駅前、台町、七日町地区の一部）

概要：
 

- ・ 県北の中心都市である旧古川市では、車社会の進展や郊外大型店の出店等により中心部の大型店4店が閉店、中心市街地の空洞化や衰退化が進み、かつての賑わいを失っている。
- ・ そこで、中心市街地内の従前大型店があった区域に「大規模小売店舗立地法」に係る特例措置を講じ、撤退した大型店に替わる新たな店舗の迅速な出店を誘導し、関連事業や行政・TMO・商店街・NPO等と密接な連携を講ずることで、地域住民の生活利便性の向上や雇用拡大、商店街の活性化を図り、にぎわいと魅力ある中心市街地の再形成を目指す。

経緯：
 

- ・ 平成14年度に策定した「古川市中心市街地活性化基本計画」及び「ふるかわTMO構想」を基に、現在その具体化に向けて、市民、商業者、TMO、第三セクターが行政と一体になり、中心市街地の活性化の検討・実施に取り組んでいる。台町地区の旧エンドー跡地の市街地再開発事業もその一つであり、旧古川市の要請に基づき立地法を運用する県において、特区を申請したもの。

適用される規制の特例措置：
 

- ・ 中心市街地における商業の活性化事業(1102)
  - ◇大規模小売店舗の新設・変更に係る8ヶ月の実施制限の緩和
  - ◇関係者から意見聴取、都道府県等意見表明手続の省略
  - ◇交通、騒音等の配慮事項に関する書類の省略

 (1102：平成18年8月22日全国措置済)

特例措置の適用を受ける主体：
 

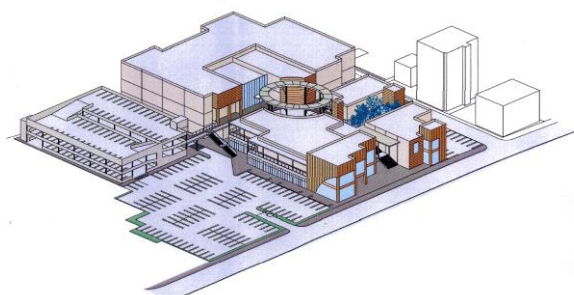
- ・ 大規模小売店舗の設置者

特区による効果：
 

- ・ 台町市街地再開発ビル「Rioneふるかわ」に適用し、早期オープンに寄与した。

**【Rioneふるかわの概要】**（平成18年6月グランドオープン）
 

- ・ テナント シネコン、食料品、ファッション、書店 等



イメージパース

## 南三陸型グリーン・ツーリズム特区

認定日：平成17年7月19日 第8回認定

申請主体：志津川町（現南三陸町）

区 域：旧志津川町の全域

概 要：・旧志津川町は、「環境」と「交流」を意識したまちづくりを進めている。特に、グリーン・ツーリズムを中心とした交流人口の拡大を図るため、これまで、人材育成や受入体制の整備等を行ってきたところである。今後、さらに都市と農村の交流を推進するため、民宿や農漁家レストランなど特定農業者による濁酒製造を可能とすることにより、周年観光、滞在型観光を推進するとともに、産地直売所や農家レストランの起業化を促進し、地産地消、食育の推進を目指す。

経 緯：・旧志津川町ではこれまで、地域の経営主体として、地域固有の風土、歴史、文化を活かした魅力あるまちづくりを推進してきたが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、担い手不足等によって、生産活動は低下し、これに伴い耕作放棄地が増加するなど、多面的機能の低下が懸念されており、地域特有の美しい農村環境を永続的に保存することが困難となりつつある。そこで、農業を中心とした新しい産業の創造や都市と農村の共生・交流を促進することによって地域の活性化を図るものである。

適用される規制の特例措置：・特定農業者による濁酒の製造事業(707)  
◇農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和

特例措置の適用を受ける主体：・農漁家レストラン慶明丸

特区による効果：・自家製濁酒（どぶろく）の提供により、冬場の観光客が期待され、滞在型観光が一層促進される。



グリーン・ツーリズム体験施設「さんさん館」



刺し網体験

# 宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

**認定日** : 平成17年11月22日 第9回認定 (平成18年7月3日認定取消し全国展開)

**申請主体** : 宮城県

**区域** : 宮城県の全域 (ただし、仙台市、山元町、松島町、大和町を除く。)

**概要** :  
 ・特別区域内の指定認知症対応型共同生活介護事業所 (以下、「事業所」という。)において、当該事業所共同生活住居毎の定員の範囲内で、認知症と認められる要介護認定を受けた者を、あらかじめ期間 (退所日) を定めて受入を行う。  
 なお、今回の事業は、特別区域内に所在する事業所のうち共同生活住居定員に満たない状態あるいは、入院等により共同生活住居定員に余裕が生じ、休憩室・予備室等で受入が可能な状態である場合であって、短期入所受入を希望する事業所を実施主体とする。

**経緯** :  
 ・日本一の福祉先進県づくりを目指す宮城県においては、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念に掲げる「みやぎ高齢者元気プラン (宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」策定し、その実現に向けた取り組みを行っている。今回申請する特区計画は、認知症高齢者について、サービス量が不足している短期入所サービスについて、在宅で暮らす認知症高齢者がグループホームを短期的に利用が可能となるものであり、認知症高齢者やその家族の臨時、緊急ニーズに対する受け皿となり、認知症高齢者が可能な限り在宅で生活する支えを目指し、県が申請した。

**適用される規制の特例措置** :  
 ・認知症対応型共同生活介護の短期利用事業 (932)  
 ◇認知症高齢者グループホームにおける要介護認定者の短期利用の容認 (932 : 平成18年4月1日全国措置済)

**特例措置の適用を受ける主体** :  
 ・特別区域内の認知症高齢者グループホーム事業者

**特区による効果** :  
 ・それぞれの市町村において推進している。



認知症グループホーム (イメージ)



## 仙台市セダン型福祉有償運送特区

<b>認定日</b> ：	平成17年11月22日 第9回認定 (平成19年3月30日認定取消し全国展開)
<b>申請主体</b> ：	仙台市
<b>区域</b> ：	仙台市の全域
<b>概要</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般車両により移動制約者に移送サービスを提供しているNPO法人等で、今後も事業を継続する計画を有する3団体が実施主体となり、特区認定区域（仙台市の全域）において一般車両を使用した福祉有償運送事業を実施する。このことにより、移動制約者に対する移送サービス水準の確保を図る。</li> </ul>
<b>経緯</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制約者の移動手段としてNPO法人等が行う有償運送については、平成17年度中に「福祉有償運送事業」として地方運輸局の許可を取得する必要がある、原則として、リフト付き車両などの福祉車両に限定されている。</li> <li>当該セダン型有償運送は、地域のニーズを踏まえて自発的に始まったもので、今日では移動制約者の移動を補完的に支える役割を果たしているが、移動制約者の中には一般車両による移送を希望する者もいるため、その実施が可能となる環境を整備するため提案したものである。</li> </ul>
<b>適用される規制の特例措置</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業(1206(1216))</li> <li>◇NPOボランティア輸送によるセダン型車両の使用</li> <li>(1206(1216)：平成18年10月1日全国措置済)</li> </ul>
<b>特例措置の適用を受ける主体</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区内で活動するNPOのうち、運営協議会の協議を経て、道路運送法の許可を受けたもの。</li> <li>NPO法人 あかねグループ</li> <li>NPO法人 あくせす ふらり</li> <li>NPO法人 まごころサービス塩竈センター</li> </ul>
<b>特区による効果</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の3団体（セダン型車両4台）が移動制約者に対する事業を展開し、要介護者や身体障害者の積極的な社会参加に寄与した。</li> </ul>



セダン輸送（イメージ）

## 仙南地区セダン型福祉有償運送特区

<b>認定日</b> :	平成18年3月31日 第10回認定 (平成19年3月30日認定取消し全国展開)
<b>申請主体</b> :	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
<b>区域</b> :	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の全域
<b>概要</b> :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から行われてきた家族等による送迎や、タクシーを含む公共交通機関による移動に加え、NPO等の行う福祉有償運送事業を展開し、様々な運行主体による協働の体制を整備することにより、移動制約者の移動確保という地域の課題を、地域の資源を活かして解決を図るものである。</li> </ul>
<b>経緯</b> :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域においては路線バスや町民バスが運行し、より身近な公共交通機関として大きな役割を果たしているが、高齢者や障害者の中には停留所までの移動が困難なものがあり、ドア・ツー・ドアの移動手段の確保が課題となっている。また、高齢化の進展により、外出等の移動手段が必要な障害者や高齢者はさらに増加していくものと見込まれており、その環境を改善するため2市6町が共同で提案したものである。</li> </ul>
<b>適用される規制の特例措置</b> :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業(1206(1216))</li> <li>◇NPOボランティア輸送によるセダン型車両の使用</li> <li>(1206(1216) : 平成18年10月1日全国措置済)</li> </ul>
<b>特例措置の適用を受ける主体</b> :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区内で活動する団体のうち、運営協議会の協議を経て、道路運送法の許可を受けたもの。</li> <li>社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会、社会福祉法人 福寿会</li> <li>社会福祉法人 臥牛三敬会、社会福祉法人 白石陽光園</li> <li>NPO法人 ほっとあい、社会福祉法人 はらから福祉会</li> <li>NPO法人 ガンバ・ペッチャー</li> </ul>
<b>特区による効果</b> :	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送事業により、移動制約者の移動手段が確保され、それぞれが円滑に医療、福祉サービス、教育等を受けることが可能となり、社会参加や消費行動の促進効果が期待される。また、これまで移動を含めた介護等に従事してきた移動制約者の家族の負担を軽減し、その就業可能性の拡大が期待される。</li> <li>・セダン型車両による福祉有償運送は5法人、8事業所が許可を受けた。全体では、利用対象者613人、車両台数45台、運転者が70人となっている。</li> </ul>



セダン輸送 (イメージ)

# 緑豊かな町たいわ・おおさと生き生き福祉有償運送特区

認定日：平成18年3月31日 第10回認定（平成19年3月30日認定取消し全国展開）

申請主体：大和町、大郷町

区域：大和町、大郷町の全域

概要：・現行制度上の福祉有償運送については福祉車両に限定されるが、人工透析者や知的障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を必ずしも用いる必要がなく、セダン型の一般車両を用いてサービスを提供することで、より多くの移動制約者の輸送を可能にすることができる。さらに、今後多くのボランティアの参加を容易にすることで、福祉有償運送の円滑な実施と地域福祉へ貢献するものである。

経緯：・大和町及び大郷町は、「高齢者や障害者等にやさしいまちづくり」を基本に施策を推進しているが、その基盤となる交通政策についてはまだまだ不十分であり、移動制約者の移送手段の確保が課題となっている。このため、NPO等がセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施することにより、移動制約者に対し低廉な輸送サービスを提供するとともに、高齢者の介護予防効果や、障害者の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため提案したものである。

適用される規制の特例措置：・NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業(1206(1216))  
◇NPOボランティア輸送によるセダン型車両の使用  
(1206(1216)：平成18年10月1日全国措置済)

特例措置の適用を受ける主体：・特区内で活動するNPOのうち、運営協議会の協議を経て、道路運送法の許可を受けたもの。  
NPO法人 これから会

特区による効果：・セダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施したことにより、大和町及び大郷町の利用者が増加している。



セダン輸送（イメージ）

## みやぎ情報産業人材育成特区

<b>認定日</b> ：	平成19年7月4日 第14回認定（平成22年10月1日認定取消し全国展開）
<b>申請主体</b> ：	宮城県
<b>区 域</b> ：	宮城県の全域
<b>概 要</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県は、第三次産業の就業割合が全国的にも高く、特に情報・通信分野でのIT人材へのニーズが強く、質・量ともに充実したIT人材が求められている。そのため、各種施策の中でも人材育成に重きを置き、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながらIT人材育成を推進している。そこで、本特区計画により、IT人材育成の施策体系の強化、IT人材の裾野拡大、地域の情報処理教育の更なる推進、宮城県IT推進計画の目標実現を図る。</li> </ul>
<b>目 標</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT技術者の質と量を伴う人材を育成する。            午前試験の免除により受験者の負担が軽減され、合格率が向上する。            各種施策の展開により、多くの優秀な若年IT人材を育成する。            多数の人材確保が容易となり、産業の情報化やIT関連産業の集積が一層促進する。</li> </ul>
<b>適用される規制の特例措置</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131(1143, 1145))</li> <li>・修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(1132(1144, 1146))</li> </ul> (1131(1143, 1145)：平成18年8月14日全国措置済、1132(1144, 1146)：平成22年10月1日全国措置済)
<b>特例措置の適用を受ける主体</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校</li> <li>・学校法人立志社 東京IT会計専門学校仙台校</li> </ul>
<b>特区による効果</b> ：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で若年IT人材が多数輩出されることで、IT技術者の確保が容易となり、地元IT企業の競争力が高まる。その結果、県内のIT関連産業が活性化するとともに、当該産業の集積が進み、地域経済の発展に繋がる。</li> </ul>



講座風景

# 大河原町観光活性化どぶろく特区

認定日：平成19年7月4日 第14回認定

申請主体：大河原町

区域：大河原町の全域

概要：  
 ・大河原町の観光は、「一目千本桜」と「白鳥」の季節限定の観光であったが、平成18年3月に天然温泉施設の開業により、一過性の観光から通年型観光へと移行してきた。今後はもちぶた館において、地場産の野菜やブランドのもち豚、丹精込めて作った米を使った濁酒を提供することにより、新たな魅力を加え、各種イベントにおいて地域の情報を発信し、都市住民との交流を推進することにより、地域文化に密着した新たな産業を育て、農業を振興するとともに地域活性化を推進する。

目標：  
 ・レストラン等においては、濁酒の提供に併せて農作物の栽培などが体験できる町民農園も計画しており、都市住民が農業体験を行うことにより地域住民との交流を図り、農村への理解を深めてもらう交流型観光として新たな観光産業を目指している。また、地域内のイベント等とタイアップすることにより、新たな顧客やリピーターを獲得し観光客の増加に繋げていく。  
 このように観光と農業の連携した経営の促進を図り、特区を活用したグリーンツーリズムを推進することで、担い手不足の解消や観光産業の低迷を打破し大河原町の観光産業の活性化を図る。

【目標】濁酒製造 一件（H17） → 2件（H23）  
 観光客総数 約50万人（H17） → 約60万人（H23）

適用される規制の特例措置：  
 ・特定農業者による濁酒の製造事業(707)  
 ◇農林漁業体験民宿業等における濁酒の製造免許の要件緩和

特例措置の適用を受ける主体：  
 ・株式会社ヒルズ

特区による効果：  
 ・既存の観光や天然温泉施設に加え、地元手づくりの濁酒を提供することにより通年型観光による観光客数の増加が期待され、新たな産業が期待される。



一目千本桜



どぶろく



天然温泉施設ともちぶた館

## 柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区

認定日：平成19年11月22日 第15回認定

申請主体：柴田町

区域：柴田町の全域

概要：  
 ・町及び町内公立保育所において任用している臨時保健師及び保育士職員について、任用の期間の満了の際に、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、採用の日から3年を超えない範囲内に限り6月を超えない期間で更新することができる。

目標：  
 ・行財政改革を進めかつ保育施設の充実を図るためには、指定管理者制への移行が喫緊の課題である。その移行までの期間中においても、少子高齢化対策の一端を担う「お母さんと子供の健康診査」と「保育施策」を更に充実させるため、臨時的任用職員の確保を図り、多様な住民ニーズへのきめ細やかな対応を目指し、町で実施してきた「柴田町次世代育成支援地域行動計画」の更なる充実を図る。  
 (目標) ・適正な配置により、保健及び保育内容の充実を図る。  
           ・子育てに対する不安や負担の軽減、解消を図り男女共同参画社会を進める。  
           ・町民ニーズに応えた「ゆりかごから高齢者まで」の一貫した運営の実現を図る。

適用される規制の特例措置：  
 ・地方公務員に係る臨時的任用事業(409)  
   ◇臨時保健師及び保育士職員の任用期間の緩和

特例措置の適用を受け  
 る主体：  
 ・柴田町及び町立公立保育所（船岡、槻木、西船迫）

特区による効果：  
 ・臨時的任用職員の確保が容易となり、組織の再編及び職員数の削減によるスリム化を実施しつつも、必要十分な健康診査及び保育サービスを安定的に提供することができる。



保育所全景



保育風景

# いわて・みやぎ自動車輸送特区

認定日：	平成22年11月30日 第24回認定
申請主体：	宮城県、岩手県
区域：	宮城県：仙台市、多賀城市、栗原市、大崎市、利府町、大和町、富谷町、大衡村 岩手県：盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町
概要：	・岩手県南部及び宮城県北部は、自動車関連産業の集積が急速に進んでおり、従来よりも全長の長い、21mフルトレーラ連結車を使用した輸送効率化事業により、この地域の自動車生産拠点としての優位性を高め、さらなる企業集積、地域経済の活性化に繋げるもの。
目標：	・自動車生産工場からの陸上輸送ロットを増大し、運行回数を削減し、輸送コストを低減するとともに、交通量の削減（渋滞緩和）及びCO2削減等、地域環境に配慮した事業活動推進等への寄与を目指す。
適用される規制の特例措置：	・長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（1223） 自動車運搬用フルトレーラ連結車の長さの許可限度に関する特例措置。 （「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）に定める19メートルを超え、21メートルを上限値として許可できるものとするもの。）
特例措置の適用を受ける主体：	・トヨタ輸送株式会社
特区による効果：	・長大（21m）フルトレーラ連結車による輸送効率化事業実績：1件



写真提供：トヨタ輸送株式会社

特区を活用した事業イメージ

21m フルトレーラ

# みやぎ 45 フィートコンテナ物流特区

認定日：平成23年3月25日 第25回認定

申請主体：宮城県

区 域：宮城県の全域

概 要：45フィートコンテナは、40フィートコンテナよりも長さが約1.5m長く、容積が約27%（40フィート背高コンテナでは約13%）多いことから、物流コスト削減及びCO<sub>2</sub>排出量削減につながるものであるが、車両の長さが長くなることから、国内の法令基準においては、公道輸送にあたり車両の前後に誘導車を配置する等の条件が付されるため、営業ベースでの45フィートコンテナの公道輸送は困難な状況にある。  
このため、車両の長さにかかる基準を緩和し、45フィートコンテナの営業ベースでの公道輸送を可能とするもの。

目 標：45フィートコンテナの利用が進むことにより、物流の効率化が図られ、また、低環境負荷かつ低コストのコンテナ輸送が進むこととなり、県内企業の競争力が強化され、企業経営の大幅な効率化を図る。

【目標】 運行回数の削減                    約5%削減  
CO<sub>2</sub>排出量の削減                    約5%削減（年間203t削減）  
輸送効率                                    約27%向上（40フィートコンテナとの単純比較）  
輸送コストの低減  
交通渋滞の緩和

適用される規制の特例措置：45フィートコンテナの輸送円滑化事業(1224)  
◇特殊車両通行許可制度におけるセミトレーラ連結車の長さにかかる審査基準の緩和

特例措置の適用を受ける主体：東北菱倉運輸株式会社  
三陸運輸株式会社

特区による効果：45フィートコンテナの普及促進により県内企業の物流コスト削減を図り、国際競争力強化が図られる。



公道輸送状況



輸送車両の荷役状況



コンテナ船の荷役状況



## 富谷町待機児童対策臨時的任用職員(保育士)の任用期間の延長特区

認定日：平成23年3月25日 第25回認定

申請主体：宮城県黒川郡富谷町

区 域：宮城県黒川郡富谷町の全域

概 要：富谷町が町内公立保育所において任用している臨時的任用保育士について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、最大1年間の雇用期間に特例を設け、採用の日から3年を超えない期間内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

目 標：待機児童の多い本町において充実した保育を図るには、構造改革特別区域計画を活用した臨時的任用職員の安定的な確保により安心安全な保育所運営を進める必要がある。さらに、きめ細やかな保育のため「富谷町次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本理念「「子どもの笑顔が輝く あったかい富谷」をめざして」の、さらなる推進と、「安心して子育てのできる環境の充実したまち」の実現のため次の目標を掲げる。

- ① 公立保育所に保育士資格を有する臨時的任用職員を効率的に配置し、保育内容の質的充実を図り、待機児童ゼロを目指す。
- ② 保育に欠ける家庭でも安心してわが子を預けられる、第2の家のような保育環境をつくり、子育ての不安・負担の軽減を図りながら円滑な保育の実施を目指す。
- ③ 保育士の安定的な確保により、幼稚園・保育所を交え、幼保一元へ向けての、現実的で地域に即した準備・検討を可能とする。

適用される規制の特例措置：・地方公務員に係る臨時的任用事業(409)  
◇臨時的任用職員(保育士)の任用期間を最大3年間に延長する

特例措置の適用を受け  
る主体：・富谷町富谷保育所  
・富谷町富ヶ丘保育所  
・富谷町東向陽台保育所  
・富谷町成田保育所

特区による効果：構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用職員の確保がこれまでと比較して容易となり、優秀な臨時的任用職員を安定して継続雇用できることとなれば保育内容の質の充実は更に向上する。  
また、子どもを安心して育て、預けられる環境を整備することは、全国的な問題でもある少子化対策となるとともに、女性の社会参加を促進し、男女共同参画社会の推進にも寄与でき、雇用機会の創出等にも繋がるものである。



外 遊 び



おやつの時間

## 大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区

認定日：平成25年3月29日 第30回認定

申請主体：宮城県黒川郡大和町

区 域：宮城県黒川郡大和町

概 要：近年の急激な人口の増加に伴う保育所待機児童の解消と多様化する家庭環境に応じた保育サービスを提供するため、地方公務員の臨時的任用に関する特例措置により、不足する保育士資格を有する人材を確保し、効率的な行政運営の取組みを継続しながら、保育サービスの拡充と安心して子どもを預けられる環境整備を推進し、もって、子育てに関する負担軽減と不安の解消を図り、保護者の子育てと仕事の両立の実現を目指すもの。

目 標：本町では、急激な人口増加に伴う待機児童の解消が急務であり、受入れに必要な人員体制を拡充し、安心して子どもを預けられる環境を整備していくことが必要である。  
 一方で、行政改革の観点からは、少数精鋭を基本とする計画的な定員管理を継続しつつ、最小限の人員で行政需要への的確な対応を行うことが基本となるものである。  
 以上のことから、構造改革特別区域計画により、人件費等の行政コストを増やすことなく、多様な保育ニーズへのきめ細やかな対応と保育施策の充実を図るため、次の目標を掲げ、その実現に向けて取り組むものである。  
 ①児童を可能な限り受け入れられるようにするため、町立保育所に保育士資格を有する臨時的任用職員を配置し、安定的な保育所運営を行い、待機児童の解消を図る。  
 ②町立保育所における人員体制を充実させ、特別な配慮が必要な児童の受入れや子育てに関する不安や悩みの解消と安心して子どもを預けられる環境を整備する。  
 ③特例措置による任用期間の延長と並行して、保育技術の向上に関する研修を計画的に行い、人材育成の強化と保育サービスの質的向上を図る。

適用される規制の特例措置：・地方公務員に係る臨時的任用事業（409）  
 ◇臨時的任用職員（保育士）の任用期間を最大3年間に延長する

特例措置の適用を受ける主体：・大和町もみじヶ丘保育所

特区による効果：構造改革特別区域計画の認定により、従来以上に児童の受入れ体制が整備されることで児童への手厚い保育と保護者との深い関わりが実現でき、相互の信頼関係構築につながっている。また、臨時的任用職員に対して、計画的な研修等を実施することで人材育成及び保育の質的向上が図られている。



日常保育の様子



お誕生日会



【お問い合わせ】

《地域再生・構造改革特区ワンストップサービス窓口》  
宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 復興支援第三班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1  
TEL 022-211-2425 FAX 022-211-2442  
E-mail [tisin3@pref.miyagi.jp](mailto:tisin3@pref.miyagi.jp)  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/tiikisinnkou/saiseitoc-index.html>